



令和3年12月27日

中野市長 湯本 隆英 様

中野市国民健康保険事業の
運営に関する協議会長 渡辺 重雄

中野市国民健康保険税の算定方式について（答申）

令和3年12月2日付け3第5008号で諮問のありました標記の件について、本協議会で慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

記

資産割については、被保険者の生活資産に賦課され軽減制度がなく、市税である固定資産税もあり負担感が大きく、他市町村所在農地等の固定資産税には賦課されないことから公平感に欠くなど、様々な理由があることから、廃止は適当とします。

なお、廃止の時期としては、低所得者への急激な負担増とならないよう配慮し、令和4年度から段階的に縮小し、令和9年度までに廃止することが望しい。